

サブカテゴリー解説 (認定こども園)

<認定こども園の共通評価項目における「サービス」について>

この解説書で示すカテゴリー 6 と、組織マネジメント項目の一部の評価項目及び標準項目で使用している「サービス」とは、認定こども園法第 2 条第 8 項に定義する「教育」(教育基本法第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう)、同法同条第 9 項に定義する「保育」、同法同条第 12 項に定義する「子育て支援事業」といった、認定こども園が利用者（子どもと保護者）に対して提供するすべての役務（活動）を指します。

評価を円滑かつ効果的に実施するためには、評価機関として、共通評価項目の「サービス」という文言がどのような意味で使われているのかを、評価に入る際に丁寧に説明することが重要です。

サブカテゴリー 1. サービス情報の提供

評価項目

6-1-1 利用希望者等に対してサービスの情報を提供している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、認定こども園が利用希望者等（利用者及び今後サービスを利用する可能性のある都民等）に対して、いかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかを評価する項目です。認定こども園は未就学児が利用するサービスですが、ここでの利用者は実際に教育・保育の対象となる子どもとともに保護者も含まれます。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用希望者等は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用希望者等と園の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉サービスにとって、利用希望者等に対する情報提供は大きな意味をもっています。

現時点では、認定こども園の利用を希望する 2 号及び 3 号認定子どもの保護者の多くが、希望通りに園を選択することができる状況にあるとは限らないため、保護者に対して情報提供や案内を積極的に実施していくこうとする園は少数かもしれません、園としての組織の透明性や信頼性を高めていくためにも重視される項目といえます。

またここでは、利用希望者等に対してだけではなく、サービス選択のための情報提供や相談業務にあたる関係機関等への情報提供や説明も含んでいます。

■評価項目 6－1－1

「利用希望者等に対してサービスの情報を提供している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、園の利用を希望している保護者等に対して、提供するサービスを利用するための事前情報として、どのような内容を、どのように提供しているのか、また、保護者等のニーズを考慮した情報提供を行っているのかを評価します。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、利用を希望する保護者や子どもの状況や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。

さらに問い合わせや見学等により、実際のサービスがどのように行われているのか等、保護者等の必要とする情報について具体的に情報提供しているのかについても評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1.利用希望者等が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	・当該園が提供するサービスの『利用希望者の特性を考慮』し、『その人にとって必要な情報』を『入手しやすい媒体（方法）で提供しているか』を確認する。
□ 2.利用希望者等の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにしている	・当該園が提供するサービスの『利用希望者等の特性を考慮』し、その『状況に合った情報内容や表記を工夫しているか』を確認する。
□ 3.事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	・当該園が提供するサービスの『利用希望者等の情報入手ルートや実態を考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報提供』を行っているかを確認する。
□ 4.利用希望者等の問い合わせや見学の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望（時間帯や知りたい内容）についてだけではなく、現在サービスを利用している子どもや園のその時々の状況を指している。 ・当該園が提供するサービスを『利用希望者等の特性を考慮』し、その『要求している事柄への個別対応』と『その時々の園の状況を考慮して対応をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 効果的な情報提供方法のひとつとして、サービスを利用している保護者や子どもの紹介記事や写真掲載、ビデオ等の作成はリアリティもあり、有効な手段となる可能性があります。その場合には、被写体となる保護者や子どものプライバシー保護などの配慮も重要となります。また、利用者の写真を掲載する場合は、肖像権への配慮が必要です。
- 園としての見学等への対応や考え方に基づき、現在サービスを利用している保護者や子どもへの配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されているのかということが求められています。

サブカテゴリー2. サービスの開始・終了時の対応

評価項目

- 6-2-1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている
- 6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の利用者に対して、園としてどのような対応をしているのかということを評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して、利用者に対する十分な説明と利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

特にサービスの開始時には、利用者に環境の変化による影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。

また、さまざまな理由によるサービスの終了時においても、関係機関との連携等を通じて、利用者の生活の継続性に配慮した対応をしているかどうかが問われます。

■評価項目 6－2－1

「サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、園がサービスの利用を開始する保護者に対して、どのように教育・保育内容を伝え、説明し、保護者の納得を得ているのかを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの保護者の状況に配慮した対応をしているかについて着目します。子どもの認定状況（1，2，3号認定）により、保護者の就労の有無や、学校教育への多様なニーズの存在などに留意する必要があります。

また、判断能力が十分でない（あるいは日本語が母国語でない）保護者に対する説明や同意確認がどのように行われているかについても視野に入れる必要があります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービスの開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している	・サービス開始時の保護者に対し、『一人ひとりの状況に応じ』『基本的ルール、教育・保育内容、重要事項等の説明方法を工夫しているか』を確認する。
□2.サービス内容について、保護者の同意を得るようにしている	・サービス開始時の保護者に対し、『園が提供する教育・保育の内容や利用料金等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要と考えているか』、単に説明をするのみでなく、『保護者の同意を得るための手段を講じ』、『実施しているか』を確認する。
□3.サービスに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	・サービス開始時の保護者に対し、『園が定めているルール・重要事項等に対する保護者の意見・要望・質問等』を『どのような方法で把握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 重要事項等については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。
- 各園が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。
- 詳細な事項を説明しても、納得をえることは難しい場合もありますが、認定こども園で過ごす子どもの日常の教育・保育内容等を一人ひとりの保護者の状況に応じて、わかりやすく伝えることが求められています。
- 1号認定の利用者は、入園の際に願書の提出が求められます。その際、利用者は園の提示する教育・保育目標や教育理念、建学の精神及びそれらを基にした運営方針については、理解していることが想定されますが、園として1号認定利用者を含めた利用者に対する教育内容や活動に関する説明の必要性をどのように考えているのかにも着目します。

■評価項目 6－2－2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもや保護者がサービス利用開始当初の環境の変化などにより、心身に受ける影響を緩和するための支援や子どもが新たな環境に馴染めるような配慮等を評価します。

また、園の変更も含め、保護者や子どもがサービスを終了する場合の不安を軽減し、これまでと同水準のサービスを継続して利用することができるような取り組みをしているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.サービス開始時に、子どもの支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	・園が子どもや保護者のニーズに合ったサービス提供のために『サービスを開始する際に必要な一人ひとりの子どもの個別事情や保護者の要望』を、『園が定めた一定の様式を使用』し、『記入』し、『把握しているか』を確認する。
□2.利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように支援を行っている	・サービス利用開始直後の子どもや保護者が感じる不安やストレスは一人ひとり異なり、その対応も個別に行なうことが求められる。 ・園での『利用開始直後の子どもの不安やストレスへの対応』として、『不安やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応をどのように行なっているか』を確認する。
□3.サービスの終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている	・保護者のさまざまな事由によるサービスの終了時には、これまでと同水準のサービスを維持できるのか等の一人ひとりの不安に対し』、『一人ひとりのニーズや状況に合ったアドバイスや関係機関との連携』が『どのように行われているか』を確認する。

【 留意点 】

- 保護者や子どもの状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものと限らない場合もあります。しかし、好ましい生活習慣を子どもが獲得するためには、保護者の納得が重要になります。その基盤として、これまでの生活の実態を把握することが求められます。
- 特に 2, 3 号認定子どもの場合、虐待や複雑な家庭環境など、困難な要因によってサービスを開始する子どももあり、認定こども園には、子どもを取り巻くさまざまな背景を理解したうえで、サービスを提供することが求められています。

サブカテゴリー3. 個別状況の記録と計画策定

評価項目

- 6-3-1 定められた手順に従ってアセスメント（情報収集、分析および課題設定）を行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している
- 6-3-2 教育・保育課程や子どもの様子を踏まえた指導計画を作成している
- 6-3-3 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している
- 6-3-4 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、利用者の個別状況をふまえたうえで、利用者支援の基礎となる指導計画をどのように策定しているのかを評価します。子どもの認定状況（1，2，3号認定）により、就労の有無において異なる保護者がいる点や、学校教育への多様なニーズが存在する点に留意し、利用者一人ひとりに合ったサービスを提供するためにどのような工夫を施しているのか、個別対応に関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、利用者一人ひとりの状況に応じた計画策定・記録の実施がどのように行われているかを評価します。

認定こども園では、個別の指導計画の策定が義務付けられているのは0、1、2歳児及び障害のある子どもに対してのみですが、子どもの個別状況等によって必要と判断し作成している場合や、全体的な指導計画作成時の子どもの個別状況・課題に対する配慮なども評価の対象となります。

■評価項目 6－3－1

「定められた手順に従ってアセスメント（情報収集、分析および課題設定）を行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもへの個別対応にあたって、心身状況や家族関係を含む生活環境等の保護者や子どもに関する情報や要望をどのように把握し、個別の課題として明確化しているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもの心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している	・計画作成の基礎となる『子どもの心身状況や生活状況等の情報』を『記入する様式を組織として定め』、『記載し、把握しているか』を確認する。
□ 2. 子どもや保護者のニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している	・子ども一人ひとりに合ったサービス提供を行うために、『個別のニーズ・課題の把握』を『組織としての一貫したプロセス』で行い、その『経過等を記録しているか』を確認する。
□ 3. アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている	・『子どもや保護者の状況や変化』を『タイムリーに把握』するための『組織としての一貫したプロセスが定められているか』を確認する。

【 留意点 】

- ここでは「アセスメント」を、「サービスを利用する利用者に関わる情報収集とその分析及び課題設定というプロセス」として捉えています。各々の課題を明確にし、子どもや保護者の個別状況に応じた適切なサービス提供を実施するために、不可欠な過程であるといえます。
- サービス提供に必要な利用者の個別情報の収集は、「サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連を考慮し、実施する必要があります。

■評価項目 6－3－2

「教育・保育課程や子どもの様子を踏まえた指導計画を作成している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもに対する指導計画の作成・見直し状況について評価します。子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、子どもの個々の記録等を基に、園ごとの教育・保育課程や子どもの様子、子どもを取り巻く状況（保護者の状況など）を踏まえて、全体的な指導計画を作成することが求められます。

また、子どもの年齢や発達の状況などに応じて、個別の計画を作成しているケースもあります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 計画は、教育・保育課程を踏まえて、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の各領域を考慮して作成している	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画が、『養護と教育の各領域を意識』し、『教育・保育課程にそって作成されているか』を確認する。 ・年間計画だけでなく、月案、週案、日案にも、教育・保育課程や各領域の内容が、それぞれ落とし込まれているかを確認する。
□ 2. 計画は、子どもの様子や子どもを取り巻く状況に即して、指導の過程についての反省や評価を行い、作成、見直しをしている	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりに合った、納得性の高いサービスを提供するために、全体的な指導計画作成の過程で、『子どもの様子』や『子どもを取り巻く状況（保護者の状況など）』を『どのように把握』し、それに即した『指導の過程についての反省や評価を行うしくみを整え』、『どのように計画の作成や見直しをしているか』を確認する。
□ 3. 個別計画が必要な子どもに対し、子どもの状況（年齢・発達の状況など）に応じて、計画の作成、見直しをしている	<ul style="list-style-type: none"> ・『個別計画が必要な子どもに対し』、子ども一人ひとりの状況（年齢、発達の状況など）に応じた個別計画を『作成、見直しをするしくみを整えているか』を確認する。 ・0、1、2歳児及び障害のある子どもについては個別の計画の作成が義務付けられているため、子ども一人ひとりの状態に合った計画をどのように作成しているのかを確認する。また、個別計画が必要な子どもがない場合でも、園として個別計画を作成するしくみをどのように構築しているかについて確認する。
□ 4. 計画を保護者にわかりやすく説明している	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、子どもの指導計画を理解し、納得してサービス提供を受けるために、『保護者の状況に合った説明方法の工夫をしているか』を確認する。 ・個別計画を作成している子どもの保護者に対する個別対応も確認する。
□ 5. 計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直している	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりに合ったサービス提供を継続して実施するために、『作成した計画（個別の計画を含む）の見直しに関する必要性を組織として検討』し、『具体的な時期や手順』、『参画するメンバー構成などの基準』等を『明確に定めているか』、また『その基準に基づいて実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 計画の作成にあたり、子どもの様子や子どもを取り巻く状況について把握し、計画にどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。
- 子どもに関する日常生活の記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのかについても着目します。
- 個別計画作成の際は、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、見直しの際に園内・外の専門職の意見の反映や、参加する職員の構成に配慮することが求められています。

■評価項目 6－3－3

「子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や子どもや保護者状況の変化等をどのように記録しているか、その体制を評価します。必要な情報が具体的に記載されるために、園としてどのように体制を整備し、機能させているのかについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント】

標準項目	確認ポイント
□1. 子ども一人ひとりに関する必要な情報を記載するしくみがある	・子ども一人ひとりとの日常的な関わりによって得た情報や変化等、子どもにとって適切なサービスを提供するために『必要な情報を記載するしくみ』が『組織として定められているか』、また『記録内容の的確性や情報の活用状況』を『検証する手段があるか』を確認する。
□2. 計画に沿った具体的な指導・援助内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	・『計画に沿った職員の指導・援助の状況』や『子ども（や保護者）の状態の変化』などの内容を『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』、『記録しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 情報の記録体制の整備にあたっては、「カテゴリー7. 情報の保護・共有」や「サブカテゴリー3 評価項目 4. 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」との関連を考慮し、実施する必要があります。

■評価項目 6－3－4**「子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している」****【 評価項目のねらい 】**

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な子どもや保護者に関する情報が、指導・援助を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 計画の内容や個人の記録を、指導・援助を担当する職員すべてが共有し、活用している	・『個別の計画を含む指導計画』や『子どもの個別の記録』を、『サービス提供に関する職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を実施できるしくみを定め』、『実施しているか』を確認する。
□ 2. 申し送り・引継ぎ等により、子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	・『子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報』については、『軽微なものを含め的確に把握できるしくみ、その子どものサービス提供に関する職員間で共有化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認する。
□ 3. 職員一人ひとりが指導事例を持ち寄り、話し合う場を設けることで職員の専門性を深め、一人ひとりの幼児理解を共有化している	・職員一人ひとりが『日々の指導・援助において集めた事例』について、『職員全員で話し合うことで』、『職員の専門性を深め』、『職員一人ひとりの幼児理解を共有化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認する。 ・園内研修や事例研究など、幼児理解を深め、共有化する取り組みについて確認する。

【 留意点 】

- 子どもに関する情報の共有化が現実にどの程度行われ活用されているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性にも着目します。
- 認定こども園においては、日々の教育・保育の振り返り、幼児理解、その後の教育・保育の見通しと目当てについて、園全体のチームとして情報を共有できるよう、園の全職員の打合せが重要視されています。そのため、日々の打ち合わせとして「園内研修」を行っている園が多くあります。園内研修は振り返り、幼児理解、見通しと目当てを共有する目的のほか、職員のスキルアップの場としても重用されているため、「カテゴリー5. 職員と組織の能力向上」との関連にも着目します。

参考：園内研修について

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説より抜粋

第3章指導計画作成に当たって配慮すべき事項 第2節一般的な配慮事項 1 指導計画の作成

幼保連携型認定こども園における指導は、乳幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、園児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して反省や評価を行い、改善が図られなければならない。

教育及び保育における反省や評価は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。この場合の反省や評価は園児の発達の理解と保育教諭等の指導の改善という両面から行うことが大切である。乳幼児理解に関しては、園児の生活の実態や発達の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容、配慮事項が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、園児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければならない。さらに、これらの反省や評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要である。

また、このような反省や評価を保育教諭等が一人だけで行うことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の保育教諭等に実践や記録を見てもらい、それに基づいて話し合うことによって、それまでは気付かなかつた園児の姿や自分の指導の課題などを多角的に反省や評価していくことも必要である。

このようにして、保育教諭等は園児一人一人に対する理解や指導についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例を持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。なお、保育教諭等が指導の過程について反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っていくためには、記録が不可欠である。また、記録すること自体が、乳幼児理解、指導を読み解くことになるとともに、今後の指導の方向性を探る際の基礎資料にもなる。

記録を通じて反省や評価を行うことによって日々の実践の質を高めることができる。

◆幼稚園教育要領解説より抜粋

第1章総説 第1節幼稚園教育の基本 5 教師の役割

③ 教師間の協力体制

幼児一人一人を育していくためには、教師が協力して一人一人の実情をとらえていくことが大切である。幼児の興味や関心は多様であるため、並行して様々な活動をしている幼児を同時に見ていかなければならない。このためには、教師同士が日ごろから連絡を密にすることが必要であり、その結果、幼稚園全体として適切な環境を構成し、援助していくことができる。

連絡を密にすることのよさは、教師が相互に様々な幼児にかかわり、互いの見方を話し合うことで、幼児理解を深められることである。教師は自分と幼児との関係の中で一人一人の幼児を理解している。しかし、同じ幼児について別の教師は違う場面を見ていたり、同じ場でも異なってとらえていたりすることもある。また、幼児自身がそれぞれの教師によって違ったかかわりの姿を見せていることもある。したがって、日々の保育を共に振り返ることで、教師が一人では気付かなかつたことや自分とは違う見方、考え方につれながら、幼稚園の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点に立つことが重要である。

このような教師間の日常の協力と話し合いをさらに深め、専門性を高め合う場が園内研修である。園内研修では、日々の保育実践記録を基に多様な視点から振り返り、これから在り方を話し合っていくことを通して、教師間の共通理解と協力体制を築き、教育の充実を図ることができる。教師一人一人のよさを互いに認め合い、教師としての専門性を高めていく機会とすることができる。そのためには、園長が広い視野と幼稚園教育に対する識見に基づいてリーダーシップを發揮し、一人一人の教師が生き生きと日々の教育活動に取り組めるような雰囲気をもった幼稚園づくりをすることが求められる。つまり、教師同士が各々の違いを尊重しながら協力し合える開かれた関係をつくり出していくことが、教師の専門性を高め、幼稚園教育を充実するために大切なことである。

サブカテゴリー4. サービスの実施

評価項目

- 6-4-1 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた指導・援助を行っている
- 6-4-2 園での生活が安定するよう、子ども一人ひとりの生活のリズムに配慮した教育・保育を行っている
- 6-4-3 日常の教育・保育を通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開されるよう工夫している
- 6-4-4 日常の教育・保育に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している
- 6-4-5 在園時間の異なる子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている
- 6-4-6 子どもが食事を楽しめるよう指導・援助している
- 6-4-7 子どもが心身の健康を維持できるよう指導・援助している
- 6-4-8 保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている
- 6-4-9 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【 解説 】

このサブカテゴリーは、認定こども園を利用している利用者の特性をどのように考慮して教育・保育を提供しているのか、実施している教育・保育内容の効果をあげるために、園としてどのように工夫しているかなど、実際に提供している教育・保育の内容を評価する項目です。

ここでは特に、それぞれの園の特徴が現れると考えられますが、どの認定こども園においても、サービス提供の基本は、利用者本位です。その基本に留意して評価を行うことが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、認定こども園においては、教育・保育を受ける子どもや、子育て支援を受ける保護者の意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理・健全育成・学校教育として行う指導・援助の観点から、子どもや保護者の意向と提供するサービスとが相反する場合があることも否めません。そのような場合においても園が子どもや保護者に対し、どう向き合っていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面（ハード面）の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くても、それを補うために園でどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

■評価項目 6－4－1

「子ども一人ひとりの発達の状態に応じた指導・援助を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、日常の教育・保育活動の中で、子どもの発達を指導・援助する観点から職員が特に配慮すべき事項に関する園の取り組みについて評価します。

園での生活は基本的に共同生活ですが、子ども一人ひとりの主体性を尊重し、状況に応じた指導・援助が重要となります。また、集団生活の中でも、子ども一人ひとりが安心して生活することができるよう、子ども同士がお互いを認め合い、尊重する心が育つような指導・援助が必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 発達の過程や生活環境などにより、子ども一人ひとりの全体的な姿を把握したうえで指導・援助している	・日常の教育・保育を提供するうえで、『子ども一人ひとりの現状（発達過程や生活環境等）』を『どのような方法で把握』し、それに『配慮した教育・保育』を『実施しているか』を確認する。
□2. 子どもが主体的に周囲の人・もの・ことに興味を持ち、働きかけることができるよう、環境を工夫している	・子どもが興味を持って関われる『環境』を『どのように考え』、その実現のために『どのような工夫を行っているか』を確認する。 ・単に園の設備だけではなく、人的環境（担任やそれ以外の職員、友達との関わり）、物的環境（玩具や遊具等）に対する工夫や、状況設定などの工夫を総合的に確認する。
□3. 子ども同士が年齢や文化・習慣の違いなどを認め合い、互いを尊重する心が育つよう指導・援助している	・『子どもの生活習慣や文化、年齢等による違い』があっても、『お互いを尊重する心が育つような指導・援助、工夫をしているか』を確認する。
□4. 特別な配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の教育・保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導・援助している	・教育・保育を行ううえで、『特別な配慮が必要な子ども』に対して、『特性に応じた指導・援助を行っているか』を確認する。 ・障害のある子どもについては、指導計画に基づき、障害の種類や特性に応じた教育・保育が行われているかを確認する。
□5. 発達の過程で生じる子ども同士のトラブル（けんか・かみつき等）に対し、子どもの気持ちを尊重した対応をしている	・発達の過程で生じる『子ども同士のトラブル』に対して、『子どもを受容し、適切な保護、世話をを行うよう工夫しているか』を確認する。職員側の都合によらない子どもの気持ちの受容への工夫について確認する。
□6. 小学校教育への円滑な接続に向け、小学校と連携をとって、指導・援助している	・『小学校教育への円滑な接続』に向け、『小学校と連携をとって』、『どのように指導・援助しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもを受容していくためには、家庭環境や身体的成长の差などから生じる子ども一人ひとりの

違いを把握しておくことが重要です。

- かみつきなどへの対応にあたっては、かみついた子どもだけでなく、かみつかれた子どもやそれ以外の子どもへの対応についても確認することが大切です。
- 認定こども園は、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育の内容の工夫を図ることが求められています。認定こども園と近隣の小学校の子ども同士の交流の機会を設けるなど、小学校と連携して行っている取り組みに着目します。
- 小学校教育への円滑な接続に向けては、日々の教育・保育の内容を工夫することも重要です。子どもの年齢や発達の状況に応じてどのような取り組みを行っているかにも着目します。

■評価項目 6－4－2

「園での生活が安定するよう、子ども一人ひとりの生活のリズムに配慮した教育・保育を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの生活が安定したものとなるよう、家庭での生活の姿の把握や、子ども自身の生活のリズムを整えるために行われている取り組みについて評価します。

こども園における生活では、子どもの個々の状況に応じて、家庭との生活の連続性を考慮したうえで、適切な時期、時間に必要な指導・援助が行われているかが重要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 登園時に、家庭での子どもの様子を保護者に確認している	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時に、『保護者等から家庭での子どもの様子』を『どのような視点』に基づき、『確認しているか』を確認する。 ・確認した内容を一日の教育・保育にどのように反映しているかを確認する。
□2. 発達の状態に応じ、食事・排せつなどの基本的な生活習慣の大切さを伝え、身につくよう指導・援助している	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な基本的生活習慣（食事、排せつ、着替え、歯磨きなど）について、『子ども一人ひとりの発達状況』にあわせ、『その大切さを伝え』、『意欲的に身につけられるよう』、『どのような指導・援助、工夫をしているか』を確認する。
□3. 休息（昼寝を含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している	<ul style="list-style-type: none"> ・『子ども一人ひとりのその日の状況』や『年齢・発達に応じて』、『昼寝等の休息の長さや時間帯を調整するしくみがあるか』を確認する。
□4. 降園時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている	<ul style="list-style-type: none"> ・『子ども一人ひとりの一日の状況』を『どのように保護者に伝えているか』を確認する。 ・「直接伝えるしくみ」とは、園から子どもの個別の状況を、保護者に対して説明する取り組みであり、対面だけに限定せず、さまざまな工夫を含める。

【 留意点 】

- 積極的に家庭との情報交換を行いながら、子どもの生活リズムを考慮し、登園前・降園後の家庭での生活状況を意識して、保育を行うことが大切です。
- 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素です。在園時間が異なることや、年齢や発達の違いなど、一人ひとりの状況に応じた睡眠時間の調節などの工夫に着目します。
- 登園・降園時の保護者との連絡について、園によっては送迎バスを出している園もあります。バス利用の子どもの保護者に対しても、子どもの登園前の様子を確認することや、その日の様子を伝えることは必要であるため、保護者と情報をやり取りするしくみを、園としてどのように構築しているのかに着目します。

■評価項目 6－4－3

「日常の教育・保育を通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開されるよう工夫している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、日常の教育・保育に関する園の考え方やその実践・工夫について評価します。

主に「教育課程に係る教育時間」に行われる、子どもの生活が豊かに展開されることを目的とした取り組みについて評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもの自主性、自発性を尊重し、遊びこめる時間と空間の配慮をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・『子どもの自主性・自発性』を『どのようにとらえ』、『集中して遊びこめる時間や空間』をどのように考え、『教育・保育を実践しているか』を確認する。 ・自由遊びの時間帯などで、子どもが自らさまざまなものに関わったり、または静かに過ごすことができるようにするための工夫について確認する。
□2. 子どもが、集団活動に主体的に関わられるよう指導・援助している	<ul style="list-style-type: none"> ・『集団での活動の必要性』をどのように考え、『子どもが自ら集団に参加できるよう』どのような『指導・援助を行っているか』を確認する。
□3. 子ども一人ひとりの状況に応じて、子どもが言葉による伝え合いを楽しみ、言葉に対する感覚を養えるよう指導・援助している	<ul style="list-style-type: none"> ・『子どもの個別の状況に応じて』言葉により相手に自分の考えを伝えたり、相手の話をよく聞いたりするなど、『子どもが言葉による伝え合いを楽しみ』、『言葉に対する感覚を養えるよう』、『どのような指導・援助を行っているか』を確認する。
□4. 子どもが様々な表現を楽しめるようにしている	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが絵画、音楽、造形・製作などの『様々な表現を楽しめるよう』、物的環境・人的環境の整備も含め、『どのような取り組みを行っているか』を確認する。
□5. 戸外・園外活動には、季節の移り変わりなどを感じとることができるような視点を取り入れている	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外・園外活動がどのような『目的』を持って『行われているか』を確認する。 ・単なる外遊び等ではなく、『子どもが身の回りの環境の変化』を『体験できるようなものとなっているか』を確認する。
□6. 生活や遊びを通して、子どもがきまりの大切さに気付き、自分の気持ちを調整する力を育てられるよう、指導・援助している	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や遊びの中で、子どもが『きまり（園でのルールや社会的なルール）の大切さに気付き』、『自分の気持ちを調整することができるよう』、『どのような指導・援助を行っているか』を確認する。

【 留意点 】

- 園が日常の教育・保育で大切にしていることは、教育・保育目標との整合性・関連性をみながら確認します。
- 子どもが、園で自己を十分に發揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、日常の教育・保育が工夫されることが重要です。

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の第一章第 1 の 2において、「認定こども園法第 9 条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満 3 歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること」とされています。そのため、満 3 歳未満の園児についても、各標準項目で挙げられる事項について、どのように当てはめられているのかにも着目します。
- 標準項目 3 では、言葉の習得や使用には年齢や発達による個人差があることにも留意し、子ども一人ひとりの状況に合わせた指導・援助を行っているかに着目します。
- 標準項目 6 の「きまり」については、園での生活ルールや、交通ルールなどの社会的なものや、遊びを行う上でのルールなどが挙げられますが、園として子どもが意識すべき「きまり」にどのようなものがあると考えているのかについても着目します。

■評価項目 6－4－4

「日常の教育・保育に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している」

【 評価項目のねらい 】

この項目は、前の評価項目で評価する「日常の教育・保育」と対比・関連させて、「日常の教育・保育」に変化と潤いを与えるために行われる、行事等の取り組みについて、園としてどのような考え方に基づき実施しているかを評価します。

行事の多様性・大小・多少を評価するのではなく、園の行事に対する考え方やその実践が明らかになるようにすることが大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 行事等の実施にあたり、子どもが興味を持ち、自ら進んで取り組めるよう工夫している	・行事等に子どもが『興味を持ち、自ら進んで取り組むことができる』よう、『工夫し、実施しているか』を確認する。 ・年齢に応じ、行事等の持つ意味を理解できるよう工夫しているか。
□ 2. みんなで協力し、やり遂げるとの喜びを味わえるような行事等を実施している	・『ひとつのことを協力し合い、やり遂げることの喜びや楽しさを味わえるような行事等』を『どのように考え』、『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 特別な活動や行事などは、教育・保育の一環として子ども自身の満足感や主体性が尊重されるようにすることが必要です。
- 乳児や低年齢児は、集団的行事に主体的に関わることは難しいと考えられますが、年齢に応じ、行事などの持つ意味を伝え、家庭では経験できない活動をすることは、興味や関心を引き出す良い機会になります。

■評価項目 6－4－5

「在園時間が異なる子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、在園時間が異なる子どもたちがいる認定こども園において、それぞれの子どもが在園時間の長短により不安や不満を感じることなく、落ち着いて過ごせるように行っている取り組みについて評価します。

特に、教育課程に係る教育時間の終了後は、子どもが安心して穏やかに過ごせるよう、家庭的な雰囲気を作り出すことが求められます。また、在園人数が少なくなるため、保育形態が昼間とは異なることも想定されるため、その際の配慮についても確認します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 在園時間が異なる子ども同士が 楽しく遊べるよう配慮をしている	・『在園時間が異なる子ども同士』が、お互いの在園時間の長短により、不安や不満を感じることなく、一緒に『楽しく遊べるよう』、『どのような配慮をしているか』を確認する。
□ 2. 在園時間の長い子どもが安心 し、くつろげる環境になるよう配 慮をしている	・『在園時間の長い子どもが、くつろぎ、安心して過ごせる環境』を『どのように考え』、それを実践するために『どのような工夫が行われているか』を確認する。
□ 3. 在園時間が長くなる中で、保育 形態の変化がある場合でも、子 どもが楽しく遊べるよう配慮をして いる	・在園時間が長くなるにつれて、『合同保育など保育形態が変化』する中でも、子どもが楽しく遊ぶために『どのような工夫をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 認定こども園は、在園時間が異なる子どもが在籍する施設です。教育課程に係る教育時間の終了時は、子ども一人一人に対し、特に丁寧な配慮が求められます。その時間は、家庭に帰る子どもがいる中、一時預かり事業を利用する子ども、保育の必要な子どももいます。そのため、子どもを迎えて来た保護者の姿を見て、園に残る子どもが不安になったり、寂しさを感じたりすることも起こりやすくなります。そういう子どもたちが残りの時間も安心して園で過ごせるよう、園としてどのような取り組みを行っているかに着目します。
- 在園時間の長い子どもに対しては、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫が求められています。
- 在園時間が長くなることにより、子どもの数が少なくなり、異年齢の子ども同士が同じ空間で過ごすなど、保育形態が変化することが想定されます。その中でも、子どもが安心して楽しく遊べるよう、どのような配慮をしているかに着目します。

■評価項目 6－4－6

「子どもが食事を楽しめるよう指導・援助している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、園での食事（おやつ等を含む）に関する取り組み内容を評価します。食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や食習慣に応じて、一人ひとりに配慮することが大切です。

また、食事を通した子ども同士のコミュニケーションや、食育の推進という観点を取り入れた計画的な取り組みも必要となります。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれるような雰囲気作りに配慮している	・『食事をとる最適な環境』について、『園としてどのように考えているか』、また、それを『実践するための工夫や配慮を行っているか』を確認する。
□ 2. 園で提供する食事は、メニュー や味付けなどに工夫を凝らしている	・『子ども一人ひとりの状態や嗜好』を『どのような方法で把握』し、『飽きのこない献立を立てているか』を確認する。 ・行事食の提供や季節感のある献立など、『食事を楽しめる工夫をしているか』を確認する。
□ 3. 子どもの体調（食物アレルギー を含む）や文化の違いに応じた食事を提供している	・『子どものその日の体調』や『一人ひとりの子どもの持っているアレルギー、食文化などを把握』し、『個別の状態にあった食事提供』を『実施しているか』を確認する。
□ 4. 食についての関心を深めるための取り組み（食材の栽培や子ども の調理活動等）を行っている	・『食事の提供を含む食育の計画等』を定め、『食育に関する取り組みが行われているか』を確認する。

【 留意点 】

- 認定こども園を利用している子どもは、月齢や発達段階にも幅があり、食べ方や量・時間にばらつきがありますが、乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てるための配慮に着目する必要があります。
- 子ども一人ひとりの発達状況やアレルギーなどの状況により食事制限が必要な場合は、子どもの健康管理を優先させることができます。
- これらの評価にあたっては、訪問調査時に、子どもたちが食事をとっている様子を実際に観察することも有効です。ただし、あくまでも生活の場であることを意識し、最小限の影響ですむような配慮が必要です。
- 子どもの中には、入園前に食事の内容や栄養に偏りがあり、特別な配慮を必要とする子どもがいるというようなケースもあります。そのため、食育については園のみで行われるものではなく、家庭と連携して行われることが大切になってきます。家庭との連携や、家庭への働きかけについては、6－4－8－1で確認します。標準項目4では、園として子どもに対し食に関する興味を持たせるために行う取り組みについて、幅広く確認します。
- 乳児の授乳や食事に関しては、乳児一人ひとりの状況やリズムに合わせて行うことが大切です。

■評価項目 6－4－7

「子どもが心身の健康を維持できるよう指導・援助している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもの個別状況に応じて心身の健康を維持する指導・援助を実施しているかどうかを評価します。子どもへの直接的な働きかけはもちろん、医療機関等の専門機関や、保護者との連携も大切です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもが自分の健康や安全に 関心を持ち、病気やけがを予防・防 止できるように指導・援助している	<ul style="list-style-type: none"> ・『子どもの病気やけがを予防・防止するため』、『子どもが自分の健 康や安心に関心を持てるよう』、子どもの発達の状態に応じて、『園 としてどのように考え』、『取り組みを実施しているか』を確認する。 ・年齢や発達に応じて、子どもの行動範囲や活動形態が変化するこ とに配慮して確認する。
□ 2. 医療的なケアが必要な子ども に、専門機関等との連携に基づく対 応をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・『一人ひとりの健康状態を把握』し、『医療的ケアが必要な子ども への対応方法』を『必要なケアに応じた専門機関と連携』し、『個別 に検討』され、『対応できる体制』を『どのように整えているか』を 確認する。 ・事例がない場合には、『事例が発生した場合、どのような対応が想 定されているか』を確認する。
□ 3. 保護者と連携をとって、子ども 一人ひとりの健康維持に向けた取 り組みを行っている	<ul style="list-style-type: none"> ・『子どもの健康を維持するため』の『保護者との連携』について、 園として『どのように考え』、『実施しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもの健康を維持するためには、子どもが自らの健康や安全に関心を持ち、病気やけがの予
防・防止に繋げていけるよう、園として働きかけていくことが大切です。子どもの年齢や発達の
状態、また季節や活動場所などに応じて、園としてどのような取り組みをしているかに着目しま
す。
- 医療機関・専門機関等との連携の強化、個別状況に応じたきめ細やかな健康管理などに着目しま
す。
- 保護者に対する情報提供や、保護者からの情報収集のみに留まらず、密に連携をとって子どもの
健康維持に向けた取り組みをしているかに着目します。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止対策についても、保護者に情報提供し、自宅での留意に
も繋げることが有効と言えます。

■評価項目 6－4－8

「保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、保護者が安心して子育てをすることができるようするための園の保護者支援について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 保護者には、生活形態や子育ての考え方の違いなど、個々の事情に配慮して支援を行っている	・園の都合だけではなく、『保護者個々の事情を把握』し、『保護者の立場に立った対応』を『園としてどのように考え』、『実施しているか』を確認する。
□ 2. 保護者同士が交流できる機会を設けている	・『保護者同士が交流できる機会』を『園としてどのように考え』、『交流の機会を提供しているか』を確認する。
□ 3. 保護者と職員の信頼関係が深まるような取り組みをしている	・保護者に対する支援の基本となる『保護者と職員の信頼関係』を築くために、『どのような工夫をしているか』を確認する。
□ 4. 子どもの発達や育児などについて、保護者との共通認識を得る取り組みを行っている	・『子どもの発達や育児に関して』、『保護者と園が共通認識を得るために取り組み』を『どのように検討』し、『実施しているか』を確認する。 ・懇談会、勉強会の開催や、掲示物の活用、園だよりの配付など、園が行う取り組みについて幅広く確認する。
□ 5. 保護者の養育力向上のため、園の教育・保育の活動への参加を促している	・『保護者の養育力を向上させるため』、園で行う教育・保育の活動の中から、『どのような考え方』で、『どのような活動』に対し、『保護者の参加を促しているか』を確認する。また、参加を促す際に、保護者の状況に応じ、『どのような工夫をしているか』を確認する。

【 留意点 】

- 認定こども園においては、就労の有無など、生活形態が大きく異なる保護者が利用していることが想定されます。そのため、保護者一人ひとりの事情を把握した上で、子育て支援を行うことは重要です。
- 一人ひとりの保護者の状況を踏まえたうえで、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感しあうことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができます。そのために保護者同士が交流したり、保護者と職員の信頼関係を築くことが有効です。
- 不適切な養育や虐待の防止という観点から懇談会や勉強会が開催され、保護者に対して情報を提供する機会を持つことも大切です。
- 保護者の養育力向上のため、園の教育・保育活動への参加を促すにあたっては、保護者一人ひとりの生活形態等に留意し、対応することが重要です。子どもと保護者双方の負担についても勘案し、取り組みを実施しているかに着目します。

■評価項目 6－4－9

「地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会を園がどのようにつくり出し、指導・援助しているのかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 子どもが地域の資源を利用し、多様な体験や交流ができるような機会を確保している	・『子どもの発達の状態や状況を考慮』して『地域のさまざまな資源を利用する機会』を『園としてどのように考え』『指導・援助しているか』を確認する。
□2. 園の行事に地域の人の参加を呼び掛けたり、地域の行事に参加する等、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している	・子どもが『園の職員以外の人』と『交流する機会』を『園としてどのように考え』、『設定しているか』を確認する。 ・地域との友好的な関係作りのためにどのような取り組みをしているかを確認する。

【 留意点 】

- ここでいう「地域」は、物理的な範囲や対象を限定するものではありません。子どもが生活するうえで必要な地域の範囲を、組織としてどのように把握し、必要に応じて情報収集や資源の活用をしているかに着目します。
- 子どもの生活の幅を広げるという視点から、どのような情報を子どもや保護者が望んでいるかを園がどのように工夫をし、把握をしているかなどの取り組みに着目します。

サブカテゴリー5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

評価項目

- 6-5-1 子どものプライバシー保護を徹底している
- 6-5-2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、サービス提供をするうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護、虐待防止等も含めた子どもの意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかについて評価します。

子どもの最善の利益の考慮のもと、子どもの人権（社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利）や自由を尊重した、質の高いサービス提供が求められています。

■評価項目 6－5－1**「子どものプライバシー保護を徹底している」****【 評価項目のねらい 】**

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、子どものプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また子どものプライバシーを園として組織的に遵守しているか等を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、保護者の同意を得るようになっている	・外部への利用者照会等、『日常の業務の中で必要な個人情報の取り扱い（他機関への照会等）の際の基本ルール』を『どのように定め』『実施しているか』。また『保護者への十分な説明』と『同意を得ているか』を確認する。
□ 2. 子どもの羞恥心に配慮した指導・援助を行っている	・子どもへの指導・援助の際に、一人ひとりの子どもが持っている『羞恥心』に対し、『どのような配慮をして』、『指導・援助を行っているか』を確認する。

【 留意点 】

- 認定こども園におけるサービスの提供は、極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい指導・援助方策を立案する必要があります。それ故に、認定こども園は子どもや保護者の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な指導・援助を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、保護者の納得と同意を基本とすることが求められています。
- サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて触れる個人のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかに着目します。

■評価項目 6－5－2

「サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供の際に、子どもの権利を尊重し、一人ひとりの意向や生活歴、価値観等を考慮して、一人ひとりの子どもらしさを大切にした指導・援助に努めているかどうかを評価します。

また、認定こども園においては、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育状態等が把握できるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。そのため、虐待の早期発見・防止に向けた取り組みや育児困難家庭への支援について、組織的に行われているかどうかを評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 日常の教育・保育の中で子ども一人ひとりを尊重している	・『子ども一人ひとりを尊重する教育・保育』という考え方が『園として統一され』、『これまでの生活習慣に配慮したうえで』、教育・保育を実践しているかを確認する。
□ 2. 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した指導・援助を行っている	・『子どものこれまでの生活の中で培われた個人の思想・信条や生活習慣等を理解』し、そのうえで『子どもの言動をどのように受けとめ、指導・援助しているか』を確認する。
□ 3. 虐待防止や育児困難家庭への支援に向けて、職員の勉強会・研修会を実施し理解を深めている	・『虐待や育児困難家庭等の現状や課題の把握』について『園としての重要性を共有し』『職員に浸透させる取り組み（勉強会や研修会等）を実施しているか』を確認する。
□ 4. 子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動、虐待が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に防止対策を徹底している	・子どもとの日常的な関わりの中で、自覚の有無にかかわらず行われる不適切な対応及び虐待を、組織として防止対策（予防・再発防止）を検討し、対応しているかを確認する。
□ 5. 虐待を受けている疑いのある子どもの情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関に連絡し、その後も連携できるような体制を整えている	・『被虐待児（若しくはその疑いのある子ども）に対して、適切な対応を行うため』に、『園としての対応を定め』『職員に周知しているか』を確認する。その際、『職員個人に判断と責任を負わせず、組織として対応できる体制になっているか』を確認する。

【 留意点 】

- 子どもや保護者に対する日常的な支援の中で、子どもの権利を侵害しないことだけではなく、積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。
- 子どもに対する不適切な対応へのチェック体制が整えられているかどうかについても確認する必要があります。
- 虐待の早期発見・防止に向けて、子どもに対する不適切な関わりや虐待が疑われる情報を得た場合には、職員が一人で関係機関への情報提供や通告の要・不要を判断したり、その後の対応を抱

え込んだりすることのないよう、組織として対応する体制を整えておくことが大切です。なお、児童虐待防止法にもとづく通告義務は守秘義務に優先し、真摯な通告が結果として誤通告となつた場合は免責されると解釈されるなど、児童虐待の防止に向けての法整備等が進んでいます。

- 子どもに対する不適切な関わり(マルトリートメント)が問題になっていますが、世界的には子どもの基本的人権を定めた国際条約である「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」があり、日本も批准しています。子どもの権利条約は、子どもの最善の利益の考慮のもと、子どもの人権(社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを定め、意見表明権など能動的権利も明記されています。

サブカテゴリー6. 事業所業務の標準化

評価項目

- 6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている
- 6-6-3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

【 解説 】

このサブカテゴリーは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、園として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスや、学級担任が担い手の中心となり人格の完成を目指す教育は、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりかねません。

職員が1人しか配置されていない業務等がある場合でも、職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な業務体制の確立をどのように進めているのかを評価します。

■評価項目 6－6－1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るために取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでの標準化は、いわゆる教育・保育の手順のみをさすものではなく、園が提供するサービスを構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制などを含めた業務全体の標準化について評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1. 手引書(基準書、手順書、マニュアル)等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	・職員が、園での『日常業務を行う際に必要な基本事項、実施手順、留意点等』を『園として定め』、『文書や図表等により明確に示しているか』を確認する。
□2. 提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうか定期的に点検・見直しをしている	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『実施しているか』について『日常的な業務点検等で状況を把握し、必要に応じて見直しをしているか』を確認する。
□3. 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』し、実践に活かされるよう、『手引書等を日常的に活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。
- 「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、園が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。
- 「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など園の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、どのような対応策を講じているのかについて確認する必要があります。

■評価項目 6－6－2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、園の業務水準を見直すしくみの確立について評価をします。

求められる水準は、保護者の要請や子どもの状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□ 1. 提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	・組織として定めた『実施手順等は改変の必要性』を『考察』したうえで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確認する。
□ 2. 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子どもの様子を反映するようにしている	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や保護者等の意見を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのように取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。
□ 3. 職員一人ひとりが工夫・改善したサービス事例などをもとに、基本事項や手順等の改善に取り組んでいる	・実際に『サービスを提供している職員』が、『子どもや保護者との関わりの中で工夫した改善事例等』を他の職員に伝えるなど、『組織としてのサービス向上につながる、全体の実施手順等の改善に取り組んでいるか』を確認する。

【 留意点 】

- 手引書等の改訂にどの程度職員や保護者等の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。

■評価項目 6－6－3

「さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している」

【 評価項目のねらい 】

この項目では、園で提供している業務の一定の水準を確保するため、サービスの基本事項や手順等を職員全体が共有する方策として、各園が実施しているOJT（職場内訓練）等の取り組みや工夫を評価します。

【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
□1.打ち合わせや会議等の機会を通じて、サービスの基本事項や手順等が職員全体に行き渡るようにしている	・『日常的な機会（打ち合わせ時やOJT等）を活用』して、『園が定めている基本事項や標準的なサービス手順等』を、『職員全員に周知し、体得できるような取り組みを行っているか』を確認する。
□2.職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している	・『研修等の設定』をはじめ、『標準化を図るため』に『職員に知識・技術等を獲得する機会を提供しているか』を確認する。
□3.職員全員が、子どもの安全性に配慮した指導・援助ができるようにしている	・子どもの『安全性を安定的に確保』するための『取り組みを組織的に実施しているか』を確認する。
□4.職員一人ひとりのサービス提供の方法について、指導者が助言・指導している	・『園が定める水準のサービス提供』を、職員が『安定的に提供できる』よう、『職場内外の指導・助言体制』を整え、『活用しているか』を確認する。
□5.職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている	・日常業務において『不明点や疑問点などが発生した際』に、『職員が自らその不明点、疑問点を解決できるようなしくみ』を、『組織として整え』、『活用しているか』を確認する。

【 留意点 】

- 職員の研修計画等は、カテゴリー5「職員と組織の能力向上」でも評価します。